

1. 議事日程（第24日目）

日程第 1 新宅靖司君の議員辞職の件

日程第 2 資格審査特別委員長報告

日程第 3 総務常任委員長報告

1. 議案第36号 上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

2. 議案第37号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3. 議案第39号 上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定について

4. 議案第41号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）

日程第 4 経済建設常任委員長報告

1. 議案第41号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）

2. 議案第44号 平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

3. 陳情第 1号 新地越道路建設に関する陳情（継続審査）

日程第 5 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第38号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

2. 議案第40号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3. 議案第41号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）

4. 議案第42号 平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）

5. 議案第43号 平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

6. 陳情第 2号 上野々川地区の上水道の敷設に関する陳情

7. 陳情第 3号 上小学校区七ツ割・大手原地区のスクールバス送迎エリア追加に関する陳情

日程第 6 議案第41号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

日程第 7 発議第 2号 安全保障関連法案に反対する意見書の提出について

日程第 8 総務常任委員会委員長の選任について

日程第 9 議会運営委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会副委員長の選任について

日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(17名)

議長	田中 勝毅				
1 番	何川 誠	2 番	嶋元 秀司	3 番	切通 英博
4 番	塩田 真一	5 番	何川 雅彦	6 番	宮下 昌子
7 番	西本 輝幸	8 番	高橋 健	9 番	小西 涼司
10 番	北垣 潮	11 番	島田 光久	12 番	新宅 靖司
14 番	園田 一博	15 番	桑原 千知	16 番	渡辺 勝也
17 番	津留 和子				

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	教 育 長	藤本 敏明
総務企画部長	川端 義孝	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	村川 和敬
教育部長	舂本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	総務課長	和田 好正
財政課長	坂田 結二	会計管理者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	海崎 竜也
主 事	木本 臣英		

開議 午前10時00分

○議長(田中 勝毅君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
報道機関から写真撮影の申し出がありましたので、これを会議冒頭のみ許可いたします。

市長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、6月11日の大雨による被害状況について御報告をさせていただきます。

まず、経過についてですが、6月11日木曜日午前3時35分に大雨洪水警報、午前7時30分に土砂災害警戒情報が上天草市に発表されました。これを受けまして、午前8時に災害対策本部を設置し、市内の土砂災害警戒区域を対象として、8,072世帯1万7,836人に避難勧告を発令いたしました。

次に、雨量についてですが、大矢野町中地区の観測所では、午前7時から午前9時にかけて、1時間当たりそれぞれ44ミリの非常に激しい雨量を観測しております。また、大矢野町登立地区に設置してある雨量計は、午前7時ぐらいから作動しなくなり、実際の雨量は把握できておりませんが、現在、熊本地方気象台に確認を行っているところでございます。

今回の大雨では、大矢野町を中心に被害が確認されております。幸いにして人的被害はありませんでしたが、土砂崩れによる家屋の一部損壊が大矢野町で4カ所、床上浸水が4カ所、床下浸水が29カ所となっております。

また、国道266号線では、冠水や、のり面崩壊などによる通行どめが4カ所、市道においても27カ所が一時通行どめとなり、現在も市道4カ所が通行どめとなっております。その他、大矢野町上地区の一部では一時断水となるなど、利用者の皆さんに大変御迷惑をおかけしたところでございます。

なお、経過や雨量、被害の状況等の概要につきましては、お手元に配付してあります資料で御確認いただければと思います。

最後になりますが、被害状況の全体像を整理するために、大矢野町の行政区長を対象に、聞き取り調査を7月3日までに完了する予定でございます。

市民の皆様には、今後の大雨による災害発生への不安や御心配もあるかと思いますが、引き続き、全力で災害への対応に当たりますので、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ちまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査事項は、発議1件の取り扱いについてです。発議第2号、安全保障関連法案に反対する意見書の提出については、国会審議中の安全保障関連11法案の、今国会での成立を断念することを求めるものです。慎重に審議しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略して審議、採決することに決定いたしました。

以上が議会運営委員会の結果でございます。御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定をいたしました。

○議会事務局長（山下 正君） カメラをとめてください。

○議長（田中 勝毅君） 新宅靖司君から発言の申し出がありましたので、これを許します。
新宅靖司君。

○12番（新宅 靖司君） おはようございます。

今回私は、地方自治法92条の2に違反して議員の兼業禁止違反に該当するのではないかとの指摘がなされました。そのことについて、まず上天草市民の方々、そして議員の皆さん、そして市役所職員の方々に大変御迷惑をおかけしたことについて、まずもっておわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

ただ、私は、6月8日の特別委員会でも弁明をさせていただきましたけども、この法律について、私自身、間違っていないと信じております。この条文に書かれていることは、普通地方公共団体の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない、こう規定をされております。この条文の趣旨は、公正な職務の執行と議会の公正な運営を確保するためであります。

また、この条件として、法で禁止されている請負に該当するためには、業務の営利性、継続性、反復性が必要な条件とされております。

私たち土地家屋調査士は、登記申請を前提とした調査、測量、図面作成業務に関する委託契約であるので、私は請負契約ではなく、委任契約だと思っております。

また、登記申請を前提とした調査、測量、図面作成業務に関する委託契約であるので、業務内容が画一的な定型性を有すると言え、条文の趣旨である公正な職務の執行と議会の公正な運営を侵害するおそれは、私はないと思っております。

また、登記申請を前提とした調査、測量、図面作成業務に関する委託契約と、業務内容が画一的な定型性を有するため、その費用も画一的で、定型的であると言え、多大な利益を得るといった利益性を有しない。

これに対し、工事請負契約は入札という制度などからも明らかなように、請負金額に大きな差があり、その契約の内容によっては、請負人に多大な利益が発生するといった利益性を有することがあると言えます。

また、本来の報酬の基準と比べ、相当程度安価で業務委託を受けたのであれば、なおさら、多大な利益を得るといった利益性は有しないと考えております。

私は、今までの議会の発言等に登記業務の委託を受けたことによる影響はなかったと判断しております。支持者の意見をもとに、事の良否を判断し、議決に手心を加えたこともありませんし、職員の公正な職務執行に配慮してまいりました。

今回、私がこの件に抵触するのではないかということで、事務局のほうから資料を提出されておりました。この中にも、「主として同一の行為をする」と書いてあります。その主として同一する行為については、次の解説に書いてあります。主として同一の行為をする法人とは、当該地方公共団体に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものの意であって、果たしてこれに該当するかどうかは、請負金額の比率、その他、事実により判断するほかはない。また、「主として」の意味は当該会社の業務の内容、主要な部分が団体等の契約によって占められている場合を示すものと解されるが、具体的に個々の事実によって判断するほかはない。なお、最近の決算により判断して、団体等に対する請負額が50%以上を占めるような場合は、明らかに法に該当すると解されております。

当該普通公共団体等に対する請負量が、当該法人の団体の全体の業務量の半分を超える場合は、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるが、半分以上を超えない場合であっても、当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が市の職務執行に公正適性を損なうおそれが典型的に高いと認められる場合は、主として同一の行為をする法人に当たる。これが、一般的に言うと50%を超えれば「主として」であるが、法的な解釈では4割以上を超えると、それに該当するというような判断に当たります。この法律に対する解釈も、事務局から提出されておりました。

私は、今回指摘を受けました弓道場建設予定地の土地分筆登記である1万6,159平方メートルから3,186平方メートルを分筆する登記は、普通の価格の6割程度の契約であり、営利性は有しないものと考えております。

先ほどの50%という判断の基準のことで言うならば、私の事務所で受託した件数は、平成25年度が全部で85件あり、上天草市からは1件の受託をしておりますので、1.17%、金額ベースで5.26%、26年度については全部で101件の仕事をしております。上天草市からは3件受託しておりますので、2.97%、金額ベースで2.44%です。その2年間を平均しても、2%、3%台の仕事であります。

私の事務所の運営は、上天草市の委託によって成り立っているものではありません。新聞には平成16年度から26年度まで17件で1年に1.54件ですから、私が1年間に1件か2件受けていたということです。書いてありましたが、これに反復性があるのかは議員の皆様の判断だと思います。

しかし、この17件の中には、上天草市から直接委託を受けたものではなく、道路拡幅をしておきながら、分筆登記、所有権移転登記を怠っていたものや、地籍図の間違い、誤差の大きいものにより土地所有者から依頼を受け、事務処理の過程で2次的に上天草市が負担したものが半数以上あります。弓道場予定地についても、1万6,159平方メートルのうち42平方メートルの面積誤差があり、コンサルでは対応できないものでした。

請負行為、請負契約、委託契約かという中で、私は今回、資格審査特別委員会には、私の弁明書と一緒に添付書類も提出いたしました。しかしながら、その受け取りがなされませんでした。その内容について審議もなされませんでした。

弓道場について、私は法務局から申請した申請書、委任状をとってまいりました。私は、上天草市から委任を受けて登記業務を行ったわけです。私たちは、そういった流れの中で、上天草市のいろんな課題を処理してきました。

その添付書類の中には、私たち土地家屋調査士が何なのかという文献も提出させていただきました。これは、愛知県土地家屋調査士が文献として出しているものです。委任契約と請負契約とはどこが違うのかという中で、委任契約と請負契約についてこの文献に書いてあります。中身については言いませんが、その次に、私たち土地家屋調査士が業務を受託するときの契約は、委任契約ですか、それとも請負契約のどちらですかということで、委任契約ですということと解説もしてあります。

この92条の2に対して、弁護士や司法書士は請負に当たらないという判例もあります。

私たちが法律行為を行う士業として行ってきた中で、こういった判断がなされたということは、私は残念でたまりません。私たち土地家屋調査士は、民法や不動産登記法に基づく業務を、本来、行うべき者にかわって代理人として行うものであり、委任契約と思っております。

上天草市には土地家屋調査士事務所が、龍ヶ岳に1つ、大矢野に2つ、松島に私の事務所が1つあります。今まで委託を受けた中に、龍ヶ岳や大矢野の案件は1つもありませんでした。

私は議員の立場を利用して、委託を受けたことはなく積極的に受注してきたわけでもありません。私は入札によって落札したわけでもないし、みずから応募して委託を受けたものでもありません。

新聞には、手数料の支払いは請負行為に該当しないと判断した上天草市職員の言葉として書いてありましたが、私は「手数料の支払いは」と書いてあったことに対して、残念でたまりませんでした。これは、あくまでも支払いの勘定科目であって、委託をしていいか、してはいけないかという判断ではなかったと私は思っております。そういった職員も含めて、委託をしたのであれば、どういった根拠に基づいて委託をしたのか、きちんと記者の方に説明するべきではなかったのかと私は思っております。

しかしながら、資格審査特別委員会の中で全会一致ということで、この92条の2に抵触するという判断がなされました。このことについては、今、言いました弁明書に対して、私が相談した弁護士の意見書、そして、その他附属書類を受け取らず、その審議の場に出されなかったということが、残念でたまりません。

上天草市には顧問弁護士がいる、最終的には議会が、議員が判断するものであるという意見の中で、私の提出した添付書類は戻されました。しかしながら、外形的にそれに該当するというだけで議員を失職に追いやる、その行為はいかがなものかと私は思っております。私のこの書類を顧問弁護士に見せて判断を仰ぐとか、そういったことも含めて判断をしていただきたかった

と私は思っております。

しかしながら、こういった経過の中で、私は資格審査特別委員会の判断に従うということを書いてまいりました。きょう議会が始まる前に議長に辞任届を出しました。この判断は、熊本県のみならず、全国のさまざまな仕事をして議員をしておられる方、私のように士業をして議員をしておられる方、いろんな方々がおられると思います。私は、もう少し慎重な判断をしていただきたかったと思っております。こういったことで、政局やいろんなことに発展してはいけないと私は思っております。

しかしながら、今回の判断に対して、潔く辞任することにしました。今後は、議員皆様、そしてここにおられる職員の皆さん、いろんな判断をしていかなければならないと思いますけれども、法律や条例にもいろんな奥があるということも含めて、きちんとした対応で市民の皆さんに当たっていただきたいと、私は思っております。

私は、今回、この発言の場をいただいたことに感謝し、私の意見として終わりたいと思います。どうもお世話になりました。

○議長（田中 勝毅君） それでは、会議に入ります。

○15番（桑原 千知君） 議長、休憩をとりたいんですけど、暫時休憩で。

○議長（田中 勝毅君） ただいま15番、桑原千知議員から暫時休憩の申し出がありました。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時54分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

15番、桑原千知君。

○15番（桑原 千知君） 先ほど私が休憩をとということで提案しまして、時間をとらせていただきました。まず始まる前にその説明をさせていただきます。

先ほど新宅議員が、議場での弁明ということでしたが、その内容を聞いていると、この後に委員長報告ということで報告がありますけど、私も資格審査特別委員会の一人でした。新宅議員が言われた内容を聞いたときに、我々がその案件に対して審議をしてないようでした。初めて聞く方、後ろにおられる傍聴の人たちに、当然、誤解を与えてしまって、資格審査特別委員会を開いた趣旨に反するし、我々自体が今後問われるんじゃないかと、そういった思いで暫時休憩という形をとりました。資格審査特別委員会を開いて、その報告書の内容を精査して、新宅議員が言われたことに対しては、資格審査特別委員会としては全部説明ができるということでございましたので、その確認を込めて休憩したわけでございます。後は、審議していただけたらと思っております。

よろしく申し上げます。

日程第1 新宅靖司君の議員辞職の件

○議長（田中 勝毅君） それでは、日程第1、新宅靖司君の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願いを事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（山下 正君） 辞職願い。

私が運営する土地家屋調査士事務所と上天草市との契約が、地方自治法第92条の2兼業禁止に該当すると監査委員から指摘がありました。

特別委員会で弁明しましたとおり、私が行う登記業務は委任契約であり、地方自治法第92条の2の請負には当たらないと思っております。

私が提出した弁護士の意見書や添付書類を受け取らずに判断されたことは残念でたまりません。しかしながら、特別委員会の結果を受け、不本意ではありますが、潔く辞職します。

平成27年6月19日。

新宅議員からの提出でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） お諮りいたします。

新宅靖司君の議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。新宅靖司君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

日程第2 資格審査特別委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第2、資格審査特別委員長報告。資格審査特別委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） おはようございます。

資格審査特別委員会に付託された案件について審査を完了しましたので、御報告申し上げます。

平成27年3月の定期監査報告及び例月現金出納検査結果で、地方自治法第92条の2に違反するとの指摘がありました。

上天草市議会は、同上に規定する議員の兼業の禁止に該当するかについて審査を行うため、平成27年5月27日に開催された市議会定例会において本特別委員会を設置し、審査を行ってまいりました。

執行部への事実確認を行い、議員には委員会での弁明を行っていただいた上で、今回の事案についての検証を行いました。その内容については、報告書としてまとめ、皆さんのお手元に配付しております。

本委員会の結論は、地方自治法第92条の2に該当するとするものです。

この法律の要旨は、議員が個人として地方公共団体に請負をしてはならないこと、地方公共団体に対し主として請負をする法人の役員になることを禁止したものである。議会運営の公正を保障する趣旨による。議員が本条の規定に該当したときは議員の職を失うことになり、その判断は議会が行うとされております。

新宅議員の事務所は、個人事務所であり、法人の請負比率の実例等は適用されないと考えております。

また、新宅議員から発言のあった添付書類の取り扱いについては、委員全員で内容を確認した上で、その理由は、地方自治法第92条の2に違反するかどうかは議会が決定すると、同法第127条に規定されている。今回、求められているのは議会としての判断であり、例えば、弁護士の意見を求めるのであれば、対象となった議員が提出した弁護士の意見だけでなく、市の顧問弁護士など複数の意見を聞く必要もある。議会の決定に不服がある場合は、知事に審査の申し立てができるものであり、実例、判例に基づいて議員個々が判断するため、受理しないことに決定しました。

ここで、委員会の討論において各委員から出された意見を御報告申し上げます。

手数料だから請負には該当しないという話があったが、第92条の2に該当すると判断する。

市に協力する面もあったかもしれないが、第92条の2に違反するという監査委員からの指摘事項を重んじる。

ゆゆしい問題。第92条の2に該当する。

契約の辞退届も出ていない。以前、政治倫理条例を厳しくした経緯もある。議員みずから辞退届を出すのが当然ではないか。第92条の2に該当すると思っている。

同情する部分も当然あるが、第92条の2に抵触すると解釈せざるを得ない。

政治倫理条例の制定も行っている。法律に抵触するかを明確にするための結論を求められている。第92条の2に該当すると判断する。

いずれの意見も非常に厳しいものです。また、議員の責任だけでなく、執行部の法務についての意見も出されております。

議員が当事者として契約する。常識で考え、契約をすること自体が間違っている。これは政治倫理とは違って、地方自治法に反していることは否めない。しかし、執行部に落ち度があったことも事実だ。今後は、そういうことをしないようにしないと上天草市自体がおかしくなってしまう。

議会は辞退届を出すことになっている。議員一人が続けるかやめるかと、大きい問題に発展する。そのため辞退届も出すようになっている。辞退届を出さなかった議員にも責任はあるが、地

方自治法に抵触する部分であるから、執行部のほうも慎重にしてもらわないと、認識不足では済ませられない。

新宅議員は、特別委員会の結果を受けて、みずから議員の職を辞されました。議員の兼業の禁止に関する規定の重さを改めて思い知らされた次第です。

今回の事案とは別に、田中万里氏の辞職についても意見が出されました。

議会の我々は、契約の相手方を確認して予算を承認した。県の認可も受けておられた。しかし、潔く辞職された。議会が精査をしてから決断されてもよかったのではないか。我々も予算を承認したことは無責任だったのかと考える。議会としては、もっと時間をかけて対応すべきことがあったのではないかと思っている。

地方自治法において設置された市議会が、その法令を遵守することは、我々の責務です。今回の事案について、我々は、市民に対し心から反省の意を示し、今後、このようなことを2度と繰り返さないように、厳にみずからを律していかなければなりません。

また、執行部の事務執行についても、監査委員の指摘事項が適切に改善されているのか、苦言を呈すべき事柄が多くあるように感じております。法務に対する適正な認識を持たれ、事務の執行に当たられることを強く要望し、委員長報告といたします。

以上でございます。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

11番、島田光久君。

○11番（島田 光久君） 今、委員長の報告は全員一致で可決ということで、2点ほどお尋ねしたいと思います。

今回、資格審査特別委員会で執行部から話を聞かれたと思います。今回の分筆登記業務委託料は執行部からの要請での委任発注であったのか。それと、手数料支払いに対して、請負業務委託との関係について、執行部の認識はどうであったのか。委員会で聞かれた中でですね。

それと、新宅議員の認識は先ほどの弁明でわかりました。今回、議員資格なしと全委員一致で可決されています。地方自治法の92条の2の兼業の禁止に当たるとの可決に至る、幾つかあったんですけど、本当の根拠はどこだったんですか。監査の指摘――。その辺を教えてください。

○議長（田中 勝毅君） 委員長。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） 執行部からは、認識不足だったといったような発言があったかと思いますが。それと、根拠はやはり、例月現金出納検査のことが一番発端でございます。

○議長（田中 勝毅君） 島田光久君。

○11番（島田 光久君） 今回の問題は、市発注の分筆登記委託業務が地方自治法の請負に当たるかどうかで、それが問われていると思います。新宅議員の弁明書は受け取られて、弁護士とか他の資料を、結局、受け取られなかったという理由は先ほど述べられていたんですけど、例えば、市にも顧問弁護士がいらっしゃると思います。監査委員の指摘もあっているし、両方

の意見とか話とかは資格審査特別委員会で聴取はされたのですか。

○議長（田中 勝毅君） 委員長。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） これは議会が判断する、個々の判断によるということでございますので、特に顧問弁護士の方にこのことについて相談はしていないと思います。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田光久君。

○11番（島田 光久君） 今回の問題は、一議員の辞職という、すごく重たい決断だと思います。その際に、決断する前には弁護士の意見とか、監査委員が指摘されていたことの事情聴取と、そして新宅議員が提出されたものも精査して、深く突っ込んで結論を得るべきではなかったかなと、私は思うんですけど、その辺は先ほど委員長がおっしゃいました、議員の個々の判断でされたということですか。

○議長（田中 勝毅君） 委員長。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） はい、そうです。私は委員長として意見を取りまとめさせていただきましたけど、全員満場一致でそのような意見でございました。抵触するというところでございましたので。

○議長（田中 勝毅君） ほかにございませんか。

8番、高橋健君。

○8番（高橋 健君） 今、委員長報告の中に、新宅議員じゃなく田中議員の辞職の件に関しても発言がございましたので、確認したいと思います。

書面でもらっておりますけれども、予算を承認した中で議会としても無責任だったという形での表現をされておられますが、それに対して、私個人の意見ではございますけれども、予算を承認した時点で議会としても何らかの責任はあるんじゃないかなと思います。多分、そういった中での発言だったと思うんですけども、じゃあ責任を今後、議会として、どういう方向性とか、再発防止は当然のことながら、市民に対してどう説明をしていくのかといった意見が出されなかったのかというのをお聞かせください。

○議長（田中 勝毅君） 津留委員長。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） 今回の審査は新宅議員のことに関する審査でありまして、このことは意見としては上がりましたけれども、そのことは別問題だと思いますので、これではよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 一つ確認したいと思います。先ほど、委員会の中では新宅議員から出された添付書類なんかは受け取らなかったということで、そこにその理由が書いてありましたけれども。先ほど島田議員の質問に、委員会の中ではほかの弁護士とかには聞かなかったということで報告されましたが、これは、議会としての判断ということで、資格審査特別委員会の委員になられた方たちの判断ということですけど、委員の方たちはそれぞれ個別に、個人的に

いろいろ法律の専門家とか、そういう方たちにも一応意見を聞かれた上でこの資格審査特別委員会に臨まれて、こういう結論を出されたということでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 津留委員長。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） それはわかりません。そういう方もいらっしゃるでしょうし。そのことは報告は受けておりません。

○議長（田中 勝毅君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 法律に詳しい方もいらっしゃるかもしれませんが、私たち議員は大体詳しくないので、普通こういう資格審査特別委員会に臨むときは、それぞれみんな聞かれたり、勉強したりして臨むんだと思いますけれども、その辺のことは確認すべきだったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○資格審査特別委員長（津留 和子君） そうですね、そのような意見も特にはございませんでしたし。私は、弁護士ではありませんけれども、私自身で伺ったことはございます。

○議長（田中 勝毅君） 宮下議員、いいですか。ほかにありませんか。

これで、質疑を終わります。

次に日程第3、総務常任委員長報告を――。

高橋健君。

○8番（高橋 健君） 議事がないので、どこで発言していいのかわからないんですけども。今度、議員が二人も辞職されるという、92条の2に該当するとなって、事実こうなってしまったわけなんですけど、これについて資格審査特別委員会の中でも意見として出されていますけれども、議会は議会として資格審査特別委員会を開いてしっかり判断をしたわけなんです。

委員会の報告の中に執行部にも落ち度があったんじゃないかという意見が出ております。そういった中で、市長なり執行部のほうから、この件に関して、執行部としてはこうなんだという意見がどこかで出されるだろうと、当然、期待しておりました。当然、開会のときだろうと私は思っておりましたけれども。この機会に聞いておかないと、聞けるときがないと思いますので。議会側に機会としてこういうのがあったと。事の発端、資格審査特別委員会の報告でもあったように執行部側にも落ち度があったんじゃないかということで、恐らく検討はされておると思います。そこら辺の経過と、処分というのはおかしいですけども。まあ、経過の報告をお願いしたいと思いますが、今の時間で可能ですか。

○議長（田中 勝毅君） これは日程外になりますので。

○8番（高橋 健君） これは大変なことだと思いますけどね。

○議長（田中 勝毅君） それは皆さんにお諮りしていいですかね。

○8番（高橋 健君） どうぞ。

○議長（田中 勝毅君） 今、高橋健君の質疑の中で、執行部の考え方、今後についての意見があったようでございます。ここで、暫時休憩をして返答したいと思います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

先ほどの高橋議員さんの御発言に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの件もあわせまして、今回、兼業禁止の件で大変、議員さんにも時間をいただきまして、御議論をいただいているところでございます。

3月の例月現金出納検査におきまして、地方自治法第92条の2に抵触するという御指摘を監査からいただきました。監査は、そもそも行政の業務執行、あるいは予算執行について監査をするという機関でございますので、その指摘については行政としては大変重く受けとめているところでございます。

資格審査特別委員会にも、総務企画部長以下、職員のほうも出席をさせていただきまして、発言をさせていただきましたけども、その内容のとおり、行政としても認識不足があったということは真摯に受けとめなければなりませんし、反省をしていかなければならないと思っております。再発がないように、今後、取り組んでいきたいと思っております。

今回の件につきましては、懲戒審査の規定にのっとりまして、委員会の判断に委ねたいと思います。今、審査中であると認識しております。判断ができましたら、議会の皆様方にも御報告させていただければと思います。

日程第3 総務常任委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第3、総務常任委員長報告を行います。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第36号、上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、ほか3件を議題といたします。

総務常任副委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任副委員長。

○総務常任副委員長（切通 英博君） おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第36号、上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市の組織編成に伴い市長公室を廃止したため、条、項の市長公室を削除するものであり、本件について慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、

原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の改正においては、団員不足を確保することが目的と考えられるが、機能別団員の報酬が低い理由は何か。職務上、基本団員及び機能別団員は同等の職務を遂行することが想定されるが、報酬の増額が必要ではないかとの質疑に対して、執行部から、訓練等を正規の消防団員と同様に求めていることから、報酬額は低くなっているが、機能別団員の出勤時においては、正規の消防団員と同等の費用弁償を支給している。今後、運用していく中で、必要に応じて訓練等の必要性和あわせて検討してまいりたいとの答弁でありました。

以上のような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第39条、上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、斎場の使用料を上げることで、年間どのくらいの収入増加につながるかとの質疑があり、執行部から、約200万円の収入増加を想定していると答弁がありました。

また、委員から、12歳以上の遺骸の使用料を増額する積算はどのように行ったのかとの質疑があり、執行部から、火葬サービスに必要な修繕費、燃料費、委託料等の実質経費を年間約890万円と積算していることから、これを補うことができる金額として算出しているとの答弁がありました。

この答弁を踏まえ、委員から、他市の使用料を見ると、市が運営しているものは、低く設定されるところが見受けられる。市で運営している以上、ここまでの使用料増額は必要ないのではないかと意見があり、執行部から、使用料を低く設定している他市の決算を見ると、赤字が大きく、一般会計からの繰り入れが相当な額になっており、今後、地方交付税が減少する現状等を踏まえ、当市の運営には可能な限り斎場の使用料で賄いたいと考えているとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような意見を踏まえ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から、ふるさと納税事務業務委託料200万円について、これまでは、ふるさと納税者に対してお礼はしないとの答弁であったが、今回から特産物を送るということでよいのかという質疑に対して、執行部から、これまで特産物を送ることはなかったが、3月の国の補正予算において、産業雇用創出課の商品関係のパッケージをつくり予算付けしている。これを活用して、将来的に特産物の刷新を図り、お礼の品を送ることで、上天草市の特産物のPRを行うことができると考えている。また、まち・ひと・しごと創生事業に取り組む中で、特産物の認知度を広めたいという市長の意向を考慮し、予算を計上していると答弁がありました。

委員から、昨年度のふるさと納税の実績額、また、本件について、事務委託、発送委託等を行

うかとの質疑があり、執行部から、今までの平均件数は35件程度で、昨年度の実績は約880万円である。ふるさと納税の商品を送ることで、約3倍の100件程度、1,000万円のふるさと納税を想定しており、商品関係に3,000円、送料に1,000円の約40万円の経費を見積もっている。また、1,000万円のふるさと納税があった場合、委託業者に対して約15%の手数料が必要となることが想定されることから手数料として160万円程度、合計して200万円を予算計上している。

事務委託については、本件を専門としている職員を配置していないことから、事務の負担軽減を図るためにも業務全般を委託したいと考えているとの答弁がありました。

委員から、天草エアライン機体購入費補助金2,414万9,000円の算出方法はと質疑があり、執行部から、機体購入価格1,875万USドル、算出時点では1ドル当たり120円であったことから、日本円に換算すると、消費税を含めて24億3,000万円、これに合併特例債を活用した実質負担額を算出すると、8億1,405万円となり、これに地元市町の出資割合を85%、残りの15%を住民割引時の利用割合を乗じた2,414万9,000円を算出したと答弁がありました。

また、委員から、豪雨時排水機器等設置管理業務委託料400万円について、以前の排水機設置箇所は13カ所と認識しているが、設置する箇所の現状及び設置箇所が減少している場合、その箇所の対応は行ったのかとの質疑に対し、執行部から、予算計上している部分には9カ所を予定しており、4カ所不足しているが、その箇所については地域の代表者に対して説明を行い、理解をいただいたことから、その他の対応は講じていないとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管において、委員から窓口業務委託料2,826万1,000円について、当初予算と比較すると予算額が増加しているが、理由は何かと質疑があり、執行部から、平成25年度から窓口民間委託を行っているが、本年9月末で契約が満了することから、当初予算においては、残りの契約期間6カ月を計上していたところであり、今後も事務の効率化及び市民サービスの維持・向上を図るため、窓口業務の民間委託を継続するための予算を今回計上している。予算額の増加については、平成25年度及び26年度窓口民間委託の検証を行い、業務、委託料等の見直しを行った。委託料の算出に当たっては、これまで市の臨時職員の賃金である日額5,800円、時給単価750円を基準として算出していたが、検証の結果、この時給単価の水準は低いという結果が出たため、天草ハローワーク管内の事務職の時給単価を調査し、平均的な数値である時給単価910円を積算根拠とした場合の委託料となる。今後、民間委託のプロポーザルを実施する予定であるが、契約先が未確定であるため、引き継ぎ期間の研修及び社員募集等に係る経費の半月分を上乗せして計上していると回答がありました。

その答弁に対して委員から、現在の民間職員の給与が上がると認識してよいかとの質疑があり、執行部から検証結果に基づいたものであり、時給単価を増加することで、委託会社において社員の給料へ反映していくことを想定していると答弁がありました。

委員から、検証した結果について、メリット、デメリットを把握していると思うが、それについて執行部としてどのように捉えているかと質疑があり、執行部から、メリットとして、職員数の削減による人件費7,700万円の削減につながっていると、市民からも窓口サービスに対

して好評をいただいているとの答弁がありました。

この答弁に対して委員から、メリット、デメリットがあると考えられるが、内部において精査し、市民サービスの低下につながらないよう工夫していただきたいとの意見がありました。

以上のような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、報告事項について申し上げます。

企画政策課から姫戸統括支所建設事業のスケジュールについて報告があり、本件については平成28年度中の供用開始を行う予定で、本体の建築工事については、現在、入札の実施を告知しており、7月初旬に仮契約の締結を予定しています。また、関連する電気、空調、排水工事、太陽光発電設備、外構工事は8月から随時着工し、平成28年4月末に完了する予定であると報告がありました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げて、委員長報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

議案第39号、上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定について6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第39号、上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

今回の引き上げは、施設の維持管理費が増加し、燃料代など維持費が890万円かかるので、その分を使用料で賄うための値上げという説明でした。ほかの自治体と比べると、民営と公営との違いで差があるように思いますが、公営の場合は比較的安く抑えられています。

亡くなる方は、高齢者が多いと思いますが、市のために頑張ってこられた方々の最期です。感謝の思いも込めて、穏やかにお見送りするためにも、低料金の設定をするべきだと考えます。よって、この議案には反対いたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

議案第36号、上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号、上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4 経済建設常任委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第4、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）ほか2件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 経済建設常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、6月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

現地踏査は、前島総合開発事業の進捗状況を確認しました。担当課長から平成26年度に約6,000平方メートルの駐車場整備と150メートルの道路改良工事を行った。今年度は、芝生広場の整備及び交差点改良工事を予定しているとの説明がありました。

その後、敷地内を巡回し、護岸の安全対策の必要性などを確認しました。その後、委員会室に帰り、議案審査をいたしましたので、その報告をいたします。

初めに、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）所管部門についてでございますが、観光費の負担金、補助及び交付金について、上天草市所管の松島展望休憩所と、熊本県所管の天草ビジターセンターの共有施設維持管理に係る協定書に基づく、施設修繕費の負担割合分48万2,000円を計上しているとの補足説明がありました。

まず、農林水産業費ですが、委員から、上天草市農林水産物ブランド推進協議会のこれまでの成果と今後のあり方について質疑があり、担当課長から、これまで協議会で88品の特産加工品を開発した。開発した特産加工品のレシピについて、平成25年度15品、平成26年度11品を民間事業者に移譲するための説明会を行ったとの答弁がありました。

また、委員から、多くの特産加工品を開発するだけでなく、地元住民への周知や知名度向上に向けた広報活動に積極的に取り組むべきではないかとの質疑があり、担当課長から、知名度を上げた上で、民間事業者の方々が安心してつくっていける仕組みづくりを構築したいとの答弁がありました。

協議会の今後のあり方については、これまでの行政主導から、今後は民間主導に移行し、事業者みずから特産加工品の開発等にかかわっていただけるように努めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、熊本マルシェ美味かモン出店事業のこれまでの成果について質疑があり、担当課長から、昨年10月段階で、市内8事業者の特産加工品の出品があり、現在、11業者に増えた。今後も出品事業者を増やし、上天草市の産品をアピールしていきたいとの答弁がありました。

次に、学校給食地場農畜産物利用拡大補助金の補助金額について、委員から、1食当たり50円は少ないとの質疑があり、担当課長から、補助金額については、国の補助金を活用しているので補助金額を50円としているとの答弁がありました。

また、委員から、湯島地区においては、食材運搬等に費用がかかる分、学校給食のコストがかかり過ぎると聞くが、地域によって分け隔てがないような食材が使用されているのかとの質疑があり、担当課長、学校給食の利用食材については、関係団体及び学校と定期的に協議しているとの答弁がありました。

次に、商工費については、委員から、スパ・タラソ天草改修工事設計委託料について質疑があり、担当課長から、今回はプールの防水工事を実施するための設計委託料であり、工事費については、9月補正で計上を考えているとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理者みずからが行った施設の修繕について把握しているのかと質疑があり、担当課長から、平成26年度で120万5,243円分の修繕が行われたとの答弁がありました。

次に、土木費については、委員から住宅リフォーム等支援補助金が計上されているが、利用状況によっては次年度以降も継続して取り組んでいく考えはあるのか。また、この補助金は家屋の解体は含まれるのか、補助金はどのくらいかとの質疑がありました。担当課長から、家屋の解体も対象となり、補助金交付額は、工事費の1割かつ上限20万円となっている。今回、要綱改正で

補助金交付額の下限を2万円まで引き下げる予定。次年度以降については、利用状況を見て、多ければつなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、空き家が多くなっているが、対策は考えられているのかとの質疑があり、担当課長から、現在、市役所内に空き家対策の検討委員会を立ち上げて対策を協議しているとの答弁がありました。

本件につきまして、以上のような質疑を経て慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本件につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号、新地越道路建設に関する陳情（継続審査）についてでございますが、まず、担当課長から、3月議会で継続審査となった経緯を地元区長に報告し、拡幅する際の用地について、土地の寄附同意書の提出があった。しかし、要望区間の終点の地権者と連絡がとれず、同意が得られなかったとの説明がありました。

委員から、市道認定区間についての質疑があり、担当課長から、今回要望されている全区間であるとの答弁がありました。

また、委員から、土地の寄附同意が得られなかった区間を改良しなかった場合でも、地元の利便性は確保できるのかとの質疑があり、担当課長から、今回、土地の寄附同意をいただいた範囲でも十分確保できるとの答弁がありました。

また、委員から、土地の無償提供に同意いただいた区間について改良するという内容でどうかという意見がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

最後に、報告事項について申し上げます。

まず、建設課より、白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情に係る交通量調査について報告があり、市道船江白涛線と北部農道の交差点で交通量調査を平成27年5月2日に実施した結果、北部農道の交通量は、交差点から岩谷側で、上下線1日平均760台、広崎側で上下線1日平均750台と、非常に交通量が多かった。

一方、市道船江白涛線の交通量は、東満側で上下線1日平均180台、白涛側で上下線1日平均220台であり、平成25年11月19日に実施した前回調査と比較して、さほど交通量に変化はなかった。しかし、平成29年度熊本天草間幹線道路が開通すれば交通量に変化が出てくることが予想されるため、再度、交通量を調査し、離合箇所の設置か、道路拡幅が必要かを検討していきたいという内容でした。

委員から、熊本天草幹線道路の工事にあわせて、工事車両等がふえるので、つけかえる市道の拡幅を先に実施してもらおうよう市から県に要望してほしいという意見がありました。

次に、産業雇用創出課より、前島総合開発事業の進捗状況について報告があり、観光交流拠点施設及び観光活性化拠点施設の整備については、前島地区交差点改良工事等の道路整備に優先的に取り組み、一定のめどが立った時点で、施設内容の見直しを始め、整備方法及び管理方法について協議していきたい。それまで、拠点施設建設予定地は、民間の従業員駐車場として貸し付けを予定している。また、交差点改良工事については、自然公園法の手続がおくれており、工事着手は早くても秋口以降となり、竣工は平成28年度末となる予定との内容でした。

委員から、自然公園法の確認が不十分で、工期が予定よりずれ込んだ結果となった。今後は、このようなことがないように十分認識しながら、上天草市の発展に寄与してほしいという意見がありました。

次に、農林水産課より、樋島漁協損失保証金の回収状況について報告があり、現段階における債務額3,848万2,300円に対し、債務者及び連帯債務者から193万2,665円を回収し、残債額が3,654万9,635円となっている。また、道義的責任があるとして、重畳的債務引受人等の弁済契約金1,100万円については、現段階で470万円の入金があっており、残金が630万円となっている。平成26年度分については、120万円のうち10万円の入金であったという内容でした。

委員から、返済計画どおりに返済があっていないということか、市は請求手続を行っているのかとの質疑に、担当課長から、平成26年度分については、120万円のうち10万円の入金であった。昨年11月に納付書を送付したが、ことし3月31日までに入金がなかったため、対象者に内容証明書つきで支払いを求め、その後、電話や面会にて支払いを求めてきたとの答弁がありました。

また、委員から、この件は市民の関心度が非常に高い。分割で支払うという意思是尊重するが、議会で承認したことで、当事者及び連帯保証人を含めて、返済計画どおりに支払うよう徹底するようにとの意見がありました。

最後に、観光おもてなし課から、平成26年度スパ・タラソ天草の事業経過報告があり、利用実績と収支決算数値が示されました。収支決算で677万2,231円の赤字となったものの、昨年度と比較すると経営改善の兆しが見えてきている。今後はタラソ関連施設運営の経験とノウハウを生かし、コストを低減した施設運営が期待でき、利用促進とあわせて、市民サービスの向上に向けて一層の努力をいただけるものと考えているという内容でした。

委員から、温泉利用者が5,000人程度減少しており、レストラン等の収益にも影響を与えるので、施設の老朽化対策を含め、温泉利用者の増加対策に当たってほしいとの意見がありました。

また、レストラン収益が落ち込んでいることから、バイキング等収益増につながるような事業を展開してみてはどうかとの意見がありました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに

決定いたしましたことを御報告申しまして、委員長報告を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） これで質疑を終わります。

12時を過ぎましたが、会議を続けたいと思ひますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

次に、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第44号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第1号、新地越道路建設に関する陳情を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時58分

日程第5 文教厚生常任委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第5、文教厚生常任委員長報告を行います。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第38号、上天草市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか6件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月15日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第38号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、今回の改正により資産割を廃止し、平等割が減額となるが、均等割と所得割は上がるのかとの質疑があり、執行部より、平成30年度に県が保険者となることから、平成30年度を見据え、県内市町村の保険税の平均的な税額にするため、資産割を廃止し、所得割を増額。均等割と平等割については、均等割が被保険者数で、平等割が世帯割となっているため、世帯より被保険者数に重きを置き、現実に合った賦課とすること。また、資産割のない県内市町村の平均的な金額にするため、均等割を8,500円増額、平等割を4,000円減額し、計3,000万円の増額になるとの答弁がありました。

また、委員より、軽減世帯の増減について伺いたいとの質疑があり、執行部より、所得要件の幅が広がっているため、ふえるとの答弁がありました。

そのほか、委員より、どの世帯が上がるかなどを広報等でわかりやすく周知をしていただきたいとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員より、民間の保育所も将来的に20人ほどに減る可能性があると思うが、この条例が適用されるのかとの質疑があり、執行部より、ここ数年の間に地域型というのはできる状況にはないと思っているが、現実に少なくなっている地域もあり、基準を下回った場合には地域型の認可も必要になるといわれるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）は、まず健康福祉部所管について、委員より、樋島老人福祉センター給水ポンプ修繕費を計上してあるが、修繕ではなく取りかえたほうがいいのかとの質疑があり、執行部より、この修繕費は取りかえを見込んだところでの金額ではあるが、可能であれば修繕し、少しでも安くできればと考え、修繕費で計上したとの答弁がありました。

また、委員より、臨時福祉給付金について伺いたいとの質疑があり、執行部より、消費税が8%に引き上げられたことに伴い、低所得者への影響を緩和するために、平成26年度から給付

を実施しているが、平成26年度は対象者1人につき1万円の支給だったが、今年度は1カ月500円掛ける12カ月の計6,000円を支給するとの答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員より、人権教育研究指定校交付金について伺いたいと質疑があり、執行部より、人権意識を養うため、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実にを図ることを目的に、県に対して市から指定校の推薦を行い、上小学校が2年間の指定を受けたとの答弁がありました。

そのほかに、予算に関連して委員より、中北小学校、中南小学校、維和小学校の統廃合の進捗状況について伺いたいとの質疑があり、執行部より、統合についてはPTAと懇談会を行っているが、校地が決まっておらず、PTAの役員もかわっているため、1学期中には新PTA役員と懇談する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、予算に関連して、6月11日のような豪雨の際の登下校の判断について、市の災害対策本部や教育委員会と学校側とは連絡をとる部分があるのかとの質疑や、登校の判断が遅かった学校があり、問題であるとの意見がありました。これを受け、執行部より、教育委員会としても常に判断に迷うところである。基本的には学校長の判断であるため、指示はしていないが、今回のことを真摯に受けとめ、児童生徒の安全対策について、しっかりとした体制をとっていきたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、派遣医師の異動による給与等の増減であり、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、委員より、介護認定調査員報酬について伺いたいとの質疑があり、執行部より、現在、認定調査員は6名いるが、認定が遅くなるケースがあるため、1名増員したいとの答弁がありました。

これを受け、委員より、調査員が足りないということだが、調査はどこまで行くのかとの質疑があり、執行部より、市内全域や、必要があれば市外にも調査に出向くとの答弁がありました。

また、委員より、介護予防事業費の講師謝礼について伺いたいとの質疑があり、執行部より、65歳以上の方の自立支援を目的に男の料理教室というのを行っており、その教室の講師である栄養士の報酬を計上したとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号、上野々川地区の上水道の敷設に関する陳情については、執行部より、平成18年7月に市へ配水管布設の要望が提出されたが、配水管布設工事規程にある「水道供給区域内で自然流下が可能であること」には該当しないため、市では布設ができない旨の回答書を平成

19年2月に送付。また、地元から配水管布設工事規程の改正について要望されたこと、地元の要望の聴取、要望者宅の水質調査など、現在に至るまでの経緯について説明がありました。

これを受け、委員より、仮に布設するとした場合、費用はどのくらい必要なのかとの質疑があり、執行部より、低いところからのポンプアップや配水管の延長も長く、陳情内容にある消防の対応も考慮すると、道路に埋めた場合に約4,000万円の費用が必要になる。また、現在の規定では市が布設することはできず、維持管理費も含めて全て地元負担になるとの答弁でした。

また、委員より、上天草市内で上野々川地区と同じようなところはあるのかとの質疑があり、執行部より、中野々川地区内に市の水が利用できず未給水となっているところが数軒ある。そのほか、大矢野のロマーノタウンと小鳥ヶ丘などについては、全て個人でポンプアップ等をされ、市の水を利用されているところもあるとの答弁がありました。

そのほかに委員より、平成19年に回答したときと同様、現在も全額個人負担ということに変わりはないのか、また、現状ではやはり難しいのかとの質疑があり、執行部より、19年当時と同様、配水管布設工事規程により、市で行うことは難しいとの答弁がありました。

委員から、陳情書には、平成25年度に地元議員及び水道局職員と話し合いの場を設けたとある。その際、どのような話し合いがされたのかわからないため、一度調査したいとの意見があったことから、委員会では継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号、上小学校区七ツ割・大手原地区のスクールバス送迎エリア追加に関する陳情については、執行部より、現在、スクールバス運行管理規則に準じて送迎を行っており、学校統合時の条件によりスクールバス利用を認めた者、小学校においては通学距離が4キロ以上の者が該当するというのでスクールバスを運行しているとの説明がありました。

委員より、仮に陳情の地区を追加した場合、費用はどのくらいかかるのかとの質疑があり、執行部より、新料金制で計算した場合は約150万円の増額になるとの答弁がありました。

これを受け、委員より、類似地区は上天草市内に何カ所あるのか、また、1カ所当たり150万円なのかとの質疑があり、執行部より、全部で5校8カ所あり、1カ所当たり最低300万円かかるとの答弁がありました。

また、委員より、確かに通学距離や費用の問題もあるが、安全性などを勘案していただきたいとの意見や、陳情書を出された方に、ほかにも類似するところが8カ所あることや、費用面、現在の規則ではできない旨の説明を行う時間をいただきたいとの意見が出たことから、委員会では継続審査とすることに決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告いたします。

最後に水道局より、6月11日の豪雨に伴い、倒木による浄水場の停電、個人宅4軒の断水、本管1件の損傷により、大手原地区と串地区の281軒が断水したため、大手原地区と串地区に

については給水タンクにて給水を行った。並行して、原因調査や修繕を行う予定だったが、水道局職員のほとんどが松島で、3号橋の通行どめにより動けない状態であったため、チャーターした船で職員4名を運び、原因調査、配水の対策、地元の業者の方々と共同して断水の対応を行った。しかしながら、断水した大手原地区と串地区の281軒のうち、約10軒については翌日の昼に仮復旧したとの報告がありました。

これを受け、委員より、通行どめにより職員が行けなかったとのことだが、職員だけでは間に合わないため、水道組合の方に寄っていただいて、大矢野にいる水道の職員とともに、早目の対応をお願いしたいとの意見がありました。

次に、上天草総合病院より、上天草看護専門学校建てかえ関連工事の進捗状況について、本体工事の入札が7月下旬ごろ、本体工事の工期が8月上旬から来年11月末の予定であるとの報告がありました。

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 陳情第2号の上野々川地区の上水道のことについてですけども、継続審査ということでしたが、ここにありますように、平成25年度に地元議員及び水道局職員と話し合いの場を設けたということではありますが、この中の議員にも私は入っておりましたので少し中身を知っておりますけれども、今回は、この提出があつて、委員会としては現地を調査するなり地元の方の御意見を聞くなりというのはされなかったのでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 執行部の説明の中での審議でございました。現地踏査はしておりません。説明も直接は受けておりません。ただ私は、こういう言い方をすれば失礼になるかと思っておりますけども、この陳情案件2件については、これだけで1時間40分ぐらいかかったんですよ。そのくらい我々も慎重に審議をした結果のこの答弁でございますので、その辺を御了承いただきたいと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 継続審査ということですので、今後、委員会としてはもう少し詳しく調査をして、この次の議会でということで理解していいんですかね。

○議長（田中 勝毅君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 委員長の立場からすれば、水というのは、人が生活する上においては絶対条件で、必要なものですから、できるものであればしたい、これが市長を初め執行部もそのとおりだと思います。ただ、この委員長報告をいたしました内容等を見ていただくと、いろんな制約、決めごとがあつて、それをクリアしなければできない部分を委員会としては、何とかその辺を執行部に訴えて、できないものかと。しかし、ほかとの整合性がある中で、これを安易に採択して期待していただいたにしても、本当に実現するのかという思い

がありました。それも含めて継続審査にしたような状況でございます。

あとは市長が決断して、そこならいいですよと言えればいいんじゃないですか。

○議長（田中 勝毅君） 6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 私も前に、この問題は一般質問に取り上げたことがあるんですよ。前市長だったんですけども。

条例があるというのはわかりますけれども、水道法というのがその前にあって。お金が大変かかるので難しいところではあると思うんですが、どうしたらいいのかわろんな方法を皆さんで考えて、何とかこの命の水をできるようにしてあげたいという私自身の気持ちがありますので、ぜひこの辺は委員会でもう少し深く詳しく審議していただきたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） はい、わかりました。

○議長（田中 勝毅君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） これで質疑を終わります。

議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

議案第38号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第38号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

今回の改正は、資産割の廃止と、財源不足の解消のための引き上げという説明で、3,000万円の増収になるとの試算をされています。国民健康保険税は2年前に続き、さらなる引き上げで、加入者にとって一番負担感の重いのが国民健康保険税です。滞納世帯も855世帯、これは全体の16%となっており、資格証明書発行も275世帯との数字に、払いたくても払えない世帯がふえていることがわかります。介護保険料も引き上げられたばかりですし、今後、広域化に伴い、さらなる負担増も考えられます。これ以上、加入者の負担がふえることに心が痛みます。福祉の増進をうたう自治法からしても、一般会計の繰り入れをふやしてでも、引き上げるべきではないと考えます。よって、この議案には反対いたします。

○議長（田中 勝毅君） 賛成討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） これで討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第38号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおりは可決されました。

次に、議案第42号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第43号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第2号、上野々川地区の上水道の敷設に関する陳情を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号、上小学校区七ツ割・大手原地区のスクールバス送迎エリア追加に関する陳情を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6 議案第41号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第6、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、桑原千知君。

○15番（桑原 千知君） これは賛成討論でいいんでしょう。反対討論ですか。

○議長（田中 勝毅君） 反対討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 賛成討論はありませんか。

桑原千知君。

○15番（桑原 千知君） 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）、これについて賛成討論をしたいと思います。

予算について賛成いたします。しかし、市長は3月議会の所信表明において、6月議会では肉づけしたものを提示すると。議会として、内容を議論する要素が余りにも少なかった感があります。議員として、どのような方向性、ビジョンを持って市政運営に取り組まれるのかが6月議会において明確になると期待をいたしておりました。

今議会の予算を当初予算と見るならば、施政方針で述べられたような前年度より7億円も減額。また、議会冒頭の施政方針では各部門の施策が並んだだけで、市民に一番伝えなければならない上天草市のリーダーとしての明確なビジョンが全くわからない。そのような状況ですが、市民が求めているものは雇用の確保であり、所得の向上であり、安心して生活ができる環境です。

予算に賛成の立場ですから、これ以上申し上げませんが、今後、上天草市が急いで取り組まなければならない大きな課題として地方創生があります。上天草市が自立につながる戦略をみずから考え、責任を持って推進し、国が財政支援を行うものと理解しています。この中で、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定実施には手厚く支援するとされています。

本市においても、5月20日、議会に対して上天草市の取り組み状況が説明されました。この中で、策定スケジュールが提示されました。それから1カ月たちましたが、具体的に上天草市まち・ひと・しごと創生推進会議並びに庁内検討部会での取り組みは進んでいるのでしょうか。

石破地方創生担当大臣は、福岡市での講演会において、地方創生について、今回失敗したらこの国は終わり。本気で取り組まなければ、自治体には財政、情報、人材の支援をしないと述べ、

全国の自治体が、今年度中に策定する地方版総合戦略に積極的に取り組むよう求めたとされております。

交付金が上乗せ支給されるだろう10月までに決定しなければならないのに、月1度の会議を開くようなスピードでは間に合わないのではないのでしょうか。今、行政が取り組むべきことは、総額で7,300億円の地方創生関連予算を少しでも多く獲得すべく、速やかに動き出すことではないのでしょうか。

ほかの自治体が積極的に予算獲得に向け具体的に動き出しています。上天草市も、例えば、市長直属のプロジェクトチームをつくり、市長のリーダーシップのもと集中して動き出すことをまずやるべきだと、私は強く思っているところでございます。

先ほどの石破大臣の発言ではございませんが、本気で取り組まない自治体には支援しないと明言されています。ここ数カ月の取り組みが、上天草市が浮上するか、それとも沈んでしまうのかの大きな分岐点になると、私は思っております。

少々長くなりましたが、上天草市の将来を思うがゆえ、やむにやまれぬ発言だと議員各位には御理解いただき、これで補正予算（第3号）に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） ほかにありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ、討論を終わります。

次に、議案第41号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長の報告は可決です。本件は、各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号 安全保障関連法案に反対する意見書の提出について

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第7、発議第2号、安全保障関連法案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由及び意見書案の説明を求めます。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 発議第2号、安全保障関連法案に反対する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年6月19日提出。

提出者、上天草市議会議員、宮下昌子。賛成者、（同）島田光久、賛成者、（同）北垣潮。

上天草市議会議長、田中勝毅様。

提案理由。

現在、国会で審議されている「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」が成立されれば、自衛隊だけでなく一般市民も巻き込まれることになりかねない。上天草市民にとっても大きな影響を受けることになることから、我々は、市民の代表として議会に出てきている以上、市民の命と暮らしを守るために意見書を提出する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容を読み上げます。

安全保障関連法案に反対する意見書。

政府は5月14日、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」（海外派兵恒久法）を閣議決定し、国会に提出した。法案はすべて、自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に当てるためのもので、地理的な制限もない。地球上どこでも派兵して、米軍のあらゆる戦争に参加し、日本が「殺し殺される」道に入る危険が飛躍的に高まるものである。

5月26日から審議が始まっているが、6月4日の衆議院憲法審査会では、3人の憲法学者全員が法案に「違憲」の宣告をしたことは重大である。与党が推薦した早稲田大学の長谷部恭男教授も「集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ」と明言している。又、テレビ番組『報道ステーション』が行った憲法学者へのアンケートでも「違反にあたる」と「違反の疑いがある」との回答が149人中146人となっている。5月31日に共同通信社が行った世論調査では「政府が十分説明しているとは思わない」が81.4%となっており、「戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」と答えた人は68.0%である。政府と国民の間には大きな隔りがあるのは明らかである。

再び日本が戦争の道に進むことを望む国民はひとりもないはずである。「二度と海外で戦争しない」と誓った憲法の平和原則を根本から破壊するもので、このようなものが憲法9条の下で許されて良いはずはない。

本市でも、先の戦争で親や兄弟を亡くした人、原爆で被害を受けた人が大勢いる。今年は戦後70年の節目の年であり、これまで日本が守ってきた平和を脅かすことがあってはならない。

よって、本議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

1、現在、国会審議中の安全保障関連11法案の今国会での成立を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

上天草市議会議長、田中勝毅。

衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、山崎正昭殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。安全保障法制担当大臣、中谷元殿。防衛大臣、中谷元殿。

以上です。皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 発議に対して反対の立場から討論いたします。

まず、武力といいますのは戦争の道具だけではなく、自国を守る抑止力という一面も持っていると思っております。現在、国会で審議中の安保法制は、決して我が国の平和を脅かすものではないと思っております。

常々、自国をどのように守るのか、国民の生命・財産をどのようにして守るか、戦後、日本は憲法9条を適切に解釈し、また、日米安全保障により平和国家として歩んでまいりました。

しかし、我が国を取り巻く情勢は、冷戦終結後も、皆様、御承知のように、朝鮮半島では何度もミサイルを日本に向けて威嚇射撃しております。韓国はかろうじて、米国との協調のもと日本に武力を行使する構えは見せておりませんが、尖閣諸島の問題は記憶に新しいところでございます。何よりも、膨張した中国が本気で我が国に軍事的矛を向ければ、この小さな島国は長い時間をかけずに殲滅されることございましょう。それほどグローバルなパワーバランスの変化、大量破壊兵器、国際テロなど、安全保障へ影響を及ぼし得る状況になっております。また、九州は、地理的にも軍事的脅威の最前線にさらされていることを忘れてはなりません。

戦後、我々が経済成長を遂げたのは、日米同盟のもと、国力を経済一本に振り向けてきた証左でございます。戦後わずか19年で、ホスト国として東京オリンピックを開催し、同じく、世界で初の高速鉄道新幹線を開通させました。これは世界の驚異でございます。

しかし昨今、米国の一国支配と言われるパワーバランスも、あと20年ほどで終わると専門家は申しております。我が国が一步踏み込んで自国の防衛体系を整備することが、近隣諸国の脅威に対する最大の抑止力であります。

意見書では、憲法学者が違憲であるとの見解を強調されておりますが、私は、現行憲法は、いわば占領軍の素人スタッフが短期間のうちに世界中の憲法をパッチワークしたもの、また、9条の平和主義とは、アメリカに守ってもらうことを前提とした占領軍憲法であると認識しております。

今、占領軍憲法と申しましたが、文明法則史学という学問がございますけれど、それを根拠にすれば、いまだ我が国は、実質、アメリカ占領下を脱しておりません。現行憲法を改正し、我が国の歴史に根差した自主憲法制定こそが、日本が真に独立する第一歩であると思っております。

我が国の平和は9条のみがもたらしたのではなく、戦禍に散った英霊の犠牲のもと、我が国の先人たちのたゆまぬ努力とともに、国防に関しては、他国による侵略の脅威から日米同盟による抑止力によって守られてまいりました。

グローバルなパワーバランスの変化に対応できる法案を今国会で十分に審議され、切れ目のな

い安全保障法制を整備し、我が国の国民が侵略、テロの脅威から安全に守られること、さらには、自主自立を果たし、我が日本が、実質、アメリカ占領下から早期に脱することを願ひまして、討論を終わります。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） ほかにありませんか。

8番、高橋健君。

○8番（高橋 健君） 賛成の立場から討論をいたします。

私の認識不足だったら申しわけないんですけども、事の発端としまして、急速に安全保障法制の問題が進んできたのは、安倍晋三首相のアメリカ議会でのスピーチ、それが急速にこの法案の可決に拍車をかけたのかなと、私、個人的にはそう思っております。

日本の平和を考えたとき、国際情勢を考えたときに、武力を持つことも確かに大事なことももしれませんが、先ほどの国民健康保険税の話じゃないですが、日本人1人当たり800万円ほどの国債を負っているのが現状です。今、この法案を可決したことによって、軍事力に対してお金が回っていき、社会保障に対してのお金が削られていく、そうなりかねないと思います。

実際、国としては、社会保障に対して、お金がないからお金を出せと、しかし国際情勢を考えたときに、それに対しても必要になってくると。じゃあどうやって国民1人当たりの借金を減らすのかってなったときに、どうしても私には整合性が見えません。

もう一つは、この意見書というのは、今国会中に成立するのを断念してくれというふうになっております。今の国会自体、政府自体が、この法案成立に対しての説明責任が果たされているかといった場合に、私個人も、説明責任はなされてない、あくまでも安倍さんのスピーチの後の、勇み足だなと感じてやみません。

それをもちまして賛成討論とします。

○議長（田中 勝毅君） ほかにありませんか。

反対討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

それでは、発議第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立少数です。よって、本件は否決されました。

○議長（田中 勝毅君） 日程第 8、総務常任委員会委員長の選任についてを議題といたします。
総務常任委員会の委員長が決定しておりますので報告いたします。
総務常任委員会委員長に北垣潮君。
以上です。

日程第 9 議会運営委員会委員の選任について

○議長（田中 勝毅君） 日程第 9、議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。
議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長の指名により行います。

議会運営委員会委員に北垣潮君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は議長指名のとおり
に選任することに決定しました。

日程第 10 議会運営委員会副委員長の選任について

○議長（田中 勝毅君） 日程第 10、議会運営委員会副委員長の選任についてを議題といた
します。

議会運営委員会の副委員長が交代しましたので報告します。

議会運営委員会副委員長に渡辺勝也君。

以上です。

日程第 11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 勝毅君） 日程第 11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と
いたします。

お手元に配付していますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について、
閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり決定いたしま
した。

以上で本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成 27 年第 2 回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時44分